

専門学校における第三者評価の方向性に関する資料

(3) 職業実践的な教育に特化した枠組みの構想

7. 自己点検・評価、第三者評価

- ・ 教育の質を担保するためにも、教育等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することが求められる。
- ・ また、第三者評価については、産業界等の関与を十分に確保しつつ、新たな枠組みに適した基準・方法等を構築することが望まれる。評価の観点は、例えば、教育活動を行う上での組織運営のシステム・体制の妥当性や、目的に応じた教育の成果(就業状況等)等、職業実践的な教育に適したものとする。

企業等との連携による学校評価のイメージ

自己評価

教職員による評価

学校の理念・目標に照らして、自らの教育活動を評価

Check
評価

Action
改善

Do
実行

Plan
目標設定

学校は評価結果を踏まえた学校運営の改善方策等の検討においていかす

外部アンケート等

生徒・卒業生・保護者、企業・関係施設、業界団体、自治体等を対象に行うアンケートを、学校評価の資料等に活用

学校関係者評価

学校が選任した「学校関係者」で構成された学校関係者評価委員会による評価

自己評価の結果について、「学校関係者」が評価

企業等の「学校関係者」による学校訪問や意見交換等を通じて、自己評価結果について評価

- 「学校関係者」は、教職員と共通理解を図り、自己評価結果の客観性・透明性を高める
- 今後の学校運営の改善のための助言等を行う

「学校関係者評価委員会」構成員(例)

〇〇	〇〇	△△	専門学校卒業生
〇〇	〇〇		生徒保護者
〇〇	〇〇	▽▽	高等学校校長
〇〇	〇〇	××	商業協会事務局長
〇〇	〇〇	□□	商社人事部長
〇〇	〇〇	◇◇	商業販売部長

学校へ報告

「学校関係者」による自己評価の評価結果についてとりまとめ・公表

「職業実践専門課程」には、特に学校関係者評価において企業等の委員の意見の活用状況を求める

大学評価と専修学校評価の歴史的経過

- 大学設置基準の大綱化と大学自らによる自己点検・評価の努力義務(1991)
- 自己点検・評価の実施義務化、評価結果の公表義務化、外部評価の努力義務化(1998)
- 大学評価・学位授与機構の創設(2000)
- 学校教育法により認証評価(第三者評価)制度の導入(2003)
- 専門職大学院制度の発足(2003)

<大学評価>

<専修学校評価>

- 自己点検評価・結果公表の努力義務(2002)
- 自己評価の実施、結果公表の義務化(2007)
- 学校関係者評価(保護者、地域住民等の学校関係者による評価)の努力義務(2007)
- 専修学校における学校評価ガイドライン(2013)

「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進 第1回連絡調整会議(平成26年8月27日)
独立行政法人 大学評価・学位授与機構 顧問 川口昭彦氏 講演資料を参考に作成

認証評価制度の概要

【概要】

- ・平成16年度から始まった第三者評価制度により、大学は、文部科学大臣の認証を受けた機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが義務づけられている。

【目的】

- ・評価結果が公表されることにより、大学等が社会的評価を受ける
- ・評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る

【内容】

① 大学の教育研究等の総合的な状況の評価（いわゆる機関別認証評価）

大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価
(7年以内ごと)

② 専門職大学院の評価（いわゆる分野別認証評価）

専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価
(5年以内ごと)

- ・各認証評価機関が定める評価基準に従って実施
- ・大学等は複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択

認証評価機関の一覧（機関別認証評価）

学校の種類	認証評価機関	認証日
大学	公益財団法人大学基準協会	平成16年8月31日
	独立行政法人大学評価・学位授与機構	平成17年1月14日
	公益財団法人日本高等教育評価機構	平成17年7月12日
短期大学	一般財団法人短期大学基準協会	平成17年1月14日
	公益財団法人大学基準協会	平成19年1月25日
	公益財団法人日本高等教育評価機構	平成21年9月4日
高等専門学校	独立行政法人大学評価・学位授与機構	平成17年7月12日

認証評価機関の一覧（専門職大学院認証評価）

分野	認証評価機関	認証日
法科大学院	公益財団法人日弁連法務研究財団	平成16年8月31日
	独立行政法人大学評価・学位授与機構	平成17年1月14日
	公益財団法人大学基準協会	平成19年2月16日
経営（経営管理、技術経営、ファイナンス、経営情報）	特定非営利活動法人 ABEST21	平成19年10月12日
会計	特定非営利活動法人国際会計教育協会	平成19年10月12日
経営（経営管理、会計、技術経営、ファイナンス）	公益財団法人大学基準協会	平成20年4月8日
助産	特定非営利活動法人日本助産評価機構	平成20年4月8日
臨床心理	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会	平成21年9月4日
教員養成（教職大学院、学校教育）	一般財団法人教員養成評価機構	平成22年3月31日
公共政策	公益財団法人大学基準協会	平成22年3月31日
情報、創造技術、組込技術、原子力	一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）	平成22年3月31日
ファッション・ビジネス	公益財団法人日本高等教育評価機構	平成22年3月31日
公衆衛生	公益財団法人大学基準協会	平成23年7月4日
知的財産	特定非営利活動法人 ABEST21	平成23年10月31日
	公益財団法人大学基準協会	平成24年3月29日
ビューティビジネス	一般社団法人専門職高等教育質保証機構	平成24年7月31日
環境・造園	公益社団法人 日本造園学会	平成24年7月31日

※認証評価機関が未整備の分野（4分野）

福祉マネジメント、グローバル・コミュニケーション実践、デジタルコンテンツ、映画プロデュース

機関別評価と専門職大学院評価に係る基準等に関する細目

	機関別認証評価	専門職大学院	
		うち法科大学院の適確認定	
評価内容	①教育研究上の基本組織 ②教員組織 ③教育課程 ④施設及び設備 ⑤事務組織 ⑥教育研究活動等の状況に係る情報の公表 ⑦財務 ⑧ その他教育研究活動等に関することについて (細目省令 第1条第2項)	① 教員組織 ② 教育課程 ③ 施設及び設備 ④ その他教育研究活動に関することについて (細目省令 第1条第3項)	① 教育活動等の状況の情報提供 ② 入学者の多様性の確保 ③ 教員組織 ④ 学生数の適正管理 ⑤ 教育課程の編成 ⑥ 授業科目ごとの学生の数の設定 ⑦ 授業の方法 ⑧ 学修成果の評価及び修了認定の客観性・厳格性の確保 ⑨ 授業内容・方法の改善の組織的な実施 ⑩ 履修科目の登録の上限の設定 ⑪ 法学既修者の認定 ⑫ 教育上必要な施設及び設備 ⑬ 図書その他の教育上必要な資料の整備 ⑭ 修了者の進路に関すること(司法試験の合格状況を含む) (細目省令 第4条第1項第1号)
評価方法	自己点検・評価の分析及び実地調査の実施 (細目省令 第1条第1項第4号)	(評価後の対応) 認証評価の後、次の認証評価を受ける前に、対象となった専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めること (細目省令 第3条第2項)	(判定方法) 法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならない (連携法 第5条第2項)
		大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること (細目省令 第2条第1項)	当該専門職大学院の分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の実務に従事していること (細目省令 第2条第1項)
評価体制			法曹としての実務の経験を有する者が認証評価の実務に従事していること (細目省令 第4条第2項)

細目省令中の評価項目の規定の抜粋

◆「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」（抄）

機関別認証評価に関する規定

◆第1条第2項

（略）法（※）第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

- 一 教育研究上の基本となる組織に関すること。（※「学校教育法」。以下同じ。）
- 二 教員組織に関すること。
- 三 教育課程に関すること。
- 四 施設及び設備に関すること。
- 五 事務組織に関すること。
- 六 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
- 七 財務に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

専門職大学院評価に関する規定

◆第1条第3項

（略）法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

- 一 教員組織に関すること。
- 二 教育課程に関すること。
- 三 施設及び設備に関すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。

第2サイクルの認証評価における各評価機関の取組

○ 第2サイクルの認証評価では、各認証評価機関は、学修成果や大学における自主的・自律的な質保証（内部質保証）を重視した評価や大学の機能に着目した評価に発展させている。

<大学基準協会>

①学習成果の評価

各大学において、学習成果を的確に評価するために、評価方法や評価指標の開発を進めるとともに、学位授与方針に基づき、適切に学位授与が行われているかを評価。

②内部質保証の評価

積極的な情報公開、自己点検・評価の実施とそれに基づく改革・改善を行う体制の整備などについて評価。

旧基準	新基準
1 理念・目的	1 理念・目的
2 教育研究組織	2 教育研究組織
3 教育内容・方法	3 教員・教員組織
4 学生の受入れ	4 教育内容・方法・成果
5 学生生活	5 学生の受入れ
6 研究環境	6 学生支援
7 社会貢献	7 教育研究等環境
8 教員組織	8 社会連携・社会貢献
9 事務組織	9 管理運営・財務
10 施設・設備	10 内部質保証
11 図書・電子媒体等	
12 管理運営	
13 財務	
14 点検・評価	
15 情報公開・説明責任	

(新基準は平成23年度から適用)

<大学評価・学位授与機構>

①学習成果の評価

人材養成目的に照らして、身に付けるべき知識・技能・態度等について、また、卒業後の進路状況等から判断して学習成果が上がっているかを評価。

②教育の内部質保証システムの評価

教育の状況を点検・評価し、改善・向上を図るための体制整備、教員等に対する研修など資質向上のための取組の状況について評価。

【参考】選択評価

大学の個性の伸長と特色の明確化に役立てるため、認証評価の枠組みとは別の任意の取組として、「研究活動」、「地域貢献活動」又は「教育の国際化」のうちから大学が選択する事項について評価を実施

旧基準	新基準
1 大学の目的	1 大学の目的
2 教育研究組織（実施体制）	2 教育研究組織
3 教員及び教育支援者	3 教員及び教育支援者
4 学生の受入	4 学生の受入
5 教育内容及び方法	5 教育内容及び方法
6 教育の成果	6 学習成果
7 学生支援等	7 施設・設備及び学生支援
8 施設・設備	8 教育の内部保証システム
9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	9 財務基盤及び管理運営
10 財務	10 教育情報の公表
11 管理運営	

(新基準は平成24年度から適用)

<日本高等教育評価機構>

①教育目的の達成状況等の評価

教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発の状況や、教育内容・方法等の改善に向けた評価結果のフィードバックの状況について評価。

②自己点検・評価に関する評価

エビデンスに基づいた自己点検・評価の実施状況や、結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みとその機能などについて評価。

③大学の使命・目的に応じた独自基準による評価

全大学に共通する評価基準に加えて、各大学の使命・目的に基づく独自の基準の設定と自己点検・評価を求めている。

旧基準	新基準
1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的	1 使命・目的等
2 教育研究組織	2 学修と教授
3 教育課程	3 経営・管理と財務
4 学生	4 自己点検・評価
5 教員	
6 職員	上記に加え、「大学独自の基準・基準項目」を設定
7 管理運営	
8 財務	
9 教育研究環境	
10 社会連携	
11 社会的責務	

(新基準は平成24年度から適用)

学修成果に関する評価基準

	大学評価・学位授与機構	大学基準協会	日本高等教育評価機構	短期大学基準協会
評価基準	<p>基準6 学習成果</p> <p>6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。</p> <p>6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。</p>	<p>教育内容・方法・成果</p> <p>4 大学は、その理念・目的を実現するために、教育目標を定め、それに基づき学位授与方針をおよび教育課程の編成・実施方針を明示しなければならない。また、こうした方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容と方法を整備・充実させ、学位授与を適切に行わなければならない。</p> <p>※基準の趣旨については別途解説を定めている</p>	<p>基準2. 学修と教授</p> <p>2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック</p>	<p>基準I 建学の精神と教育の効果</p> <p>I-B 教育の効果</p> <p>I-B-2 学習成果を定めている。</p> <p>I-B-3 教育の質を保証している。</p> <p>基準II 教育課程と学生支援</p> <p>II-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。</p>
評価基準等の詳細	<p>【基本的な観点】</p> <p>6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。</p> <p>6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。</p> <p>6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。</p> <p>6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。</p>	<p>【点検・評価項目】</p> <p>4 教育内容・方法・成果</p> <p>成果</p> <p><点検・評価項目></p> <p>(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用 ・学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価） <p><点検・評価項目></p> <p>(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位授与基準、学位授与手続きの適切性 ・学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策 <p>（根拠資料例：履修要綱、学位論文審査基準）</p>	<p>【評価の視点】</p> <p>2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発 （根拠資料例：教室内外の学修状況に関する学生アンケート調査等を分析した資料）</p> <p>2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック（根拠資料例：教育目的の達成状況の評価に関する研究又はその評価結果の分析及び教育改善へのフィードバックを示す資料）</p>	<p>基準I-B-1</p> <p>(1) 学科・専攻課程の学習成果を建学の精神に基づき明確に示している。</p> <p>(2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいて明確に示している。</p> <p>(3) 学科・専攻課程の学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持っている。</p> <p>(4) 学科・専攻課程の学習成果を学内外に表明している。</p> <p>(5) 学科・専攻課程の学習成果を定期的に点検している。</p> <p>基準I-B-3</p> <p>(2) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。</p> <p>基準II-A-4</p> <p>(1) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に具体性がある。</p> <p>(2) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は達成可能である。</p> <p>(3) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は一定期間内で達成可能である。</p> <p>(4) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に実際的な価値がある。</p> <p>(5) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は測定可能である。</p>

内部質保証に関する評価基準

	大学評価・学位授与機構	大学基準協会	日本高等教育評価機構	短期大学基準協会
評価基準	<p>基準 8 教育の内部質保証システム</p> <p>8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。</p> <p>8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。</p>	<p>内部質保証</p> <p>10 大学は、その理念・目的を実現するために、教育の質を保証する制度を整備し、定期的に点検・評価を行い、大学の現況を公表しなければならない。</p> <p>※基準の趣旨については別途解説を定めている</p>	<p>基準 4 自己点検・評価</p> <p>4-1 自己点検・評価の適切性</p> <p>4-2 自己点検・評価の誠実性</p> <p>4-3 自己点検・評価の有効性</p>	<p>基準 I 建学の精神と教育の効果</p> <p>I-C 自己点検・評価</p> <p>I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実にに向けて努力している。</p>
評価基準等の詳細	<p>【基本的な観点】</p> <p>8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。</p> <p>8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。</p> <p>8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。</p> <p>8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。</p> <p>8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。</p>	<p>【点検・評価項目】</p> <p>(1) 大学の諸活動について、点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 自己点検・評価の実施と結果の公表 情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応 <p>(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 内部質保証の方針と手続きの明確化 内部質保証を掌る組織の整備 自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立 構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底 <p>(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実 教育研究活動のデータ・ベース化の推進 学外者の意見の反映 文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応 	<p>【評価の視点】</p> <p>4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価</p> <p>4-1-② 自己点検・評価体制の適切性</p> <p>4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性</p> <p>4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価</p> <p>4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析</p> <p>4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表</p> <p>4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCA サイクルの仕組みの確立と機能性</p>	<p>(1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。</p> <p>(2) 日常的に自己点検・評価を行っている。</p> <p>(3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。</p> <p>(4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。</p> <p>(5) 自己点検・評価の成果を活用している。</p>

認証評価制度の改善のための細目省令の改正要綱（案）

I. 改正の趣旨

- 認証評価制度については、平成 16 年度より制度化され、各大学（機関）は 7 年以内に 1 度受審することが義務づけられており、平成 23 年度以降は 2 巡目の評価が行われている。
- 現在の認証評価制度に対しては、外形的な基準の法令適合性などの最低基準の確認にとどまってしまうとの指摘もあり、教育研究活動の状況や教育研究の成果等を重視した評価が求められている。
- また、「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（平成 24 年 8 月 28 日中央教育審議会答申）においても、認証評価における学修成果の重視について提言されている。
- このため、学修成果に関する評価を始め、大学教育の質保証等の観点から求められる認証評価制度の改善を図るために必要な省令改正を行うものである。

II. 改正の概要

(1) 評価における社会との関係の強化

認証評価機関が、評価の過程において、高等学校、自治体、産業界等の関係者から意見を聴くこととしていること。

(2) 評価結果を改善につなげる仕組み

認証評価機関は、認証評価の結果を踏まえた各大学の教育研究活動等の改善状況について、各大学から求めがあった場合には、再度評価を行うこととする。

(3) 学修成果及び内部質保証に関する評価

認証評価機関が定める評価基準（以下「大学評価基準」という。）に定めなければならない事項として、学修成果に関することや内部質保証に関することを規定することとする。

(4) 評価の質の向上に関する取組

認証評価機関は、認証評価の適格な実施を確保するため、評価の質の向上に向けた取組を継続的に実施することとする。

(5) 入学者選抜に関する評価

大学評価基準に定めなければならない事項として、入学者選抜に関することを規定することとする。